

平成27年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月8日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 禎 宏
- 6 番 森 谷 靖
- 7 番 原 田 幹 夫
- 8 番 一 森 敬 司
- 9 番 藤 枝 善 則
- 10 番 佐 藤 富 男
- 11 番 佐 藤 道 昭
- 12 番 春 藤 康 雄

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	吉成均
民生参事	米田利彦
教育次長	吉田英雄
総務課長	大迫浩昭
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
建設課長	井上雅史
水道課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	古川和之
議会事務局局長補佐	入口三恵子

平成27年松茂町議会第2回定例会会議録

平成27年6月8日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第2号 松茂町土地開発公社平成27年度事業計画及び予算並びに平成26年度決算に関する書類の提出について
- 日程第4 報告第3号 平成26年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第5 報告第4号 平成26年度松茂町水道特別会計予算繰越計算について
- 日程第6 報告第5号 平成26年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算について
- 日程第7 報告第6号 専決処分の報告について
- 専決第2号 長原地区下水道工事その8変更請負契約締結について
- 専決第3号 工業団地下水道工事その2変更請負契約締結について
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 専決第4号 松茂町税条例等の一部を改正する条例
- 専決第5号 松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 専決第6号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 専決第7号 子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例
- 専決第8号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第7号）
- 専決第9号 平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第5号）
- 専決第10号 平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第39号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第10 議案第40号 平成27年度松茂町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第41号 平成27年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第42号 平成27年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）

日程第13 発議第7号 議員派遣の件

平成27年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月8日）

---

午前10時00分開会

○議会事務局長【古川和之君】　ただいまから平成27年松茂町議会第2回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、春藤議長からご挨拶がございます。

○議長【春藤康雄君】　おはようございます。第2回定例会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私まことにご多忙のところ、ご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出をされております上程議案につきましては、後ほど広瀬町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第でございます。向暑のみぎり各位には十分御自愛のうえ、諸般の議事運営にご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

---

○議長【春藤康雄君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、平成27年松茂町議会第2回定例会は成立をいたしました。

ただいまから平成27年松茂町議会第2回定例会を開会いたします。

---

○議長【春藤康雄君】　広瀬町長から招集のご挨拶があります。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　皆さん、おはようございます。梅雨に入りまして毎日どんよりとした曇り空が続いておりますが、そして、また、湿度が高くなっており、議員の皆さん方には体調管理の方をしっかりとやっていただきまして、町民のために審議、しっかりとお願いいたしたいと思っております。

さて、本日、平成27年松茂町議会第2回定例会の招集をお願いいたしましたところ、

議員各位には、公私とも大変お忙しい中、全員のご出席を賜りましてありがとうございます。本定例会に上程をいたします案件は、報告5件、承認1件、議案が4件、合計10案件となっております。どうか十分にご審議をいただきまして、全案件が可決決定を賜りますようお願いをいたしまして、招集のご挨拶といたします。

---

○議長【春藤康雄君】　これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告をさせていただきます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、3番板東議員、及び4番立井議員を指名いたします。

---

○議長【春藤康雄君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、6月8日から6月22日までの15日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】　異議なしと認めます。

よって、会期は6月8日から6月22日までの15日間に決定をいたしました。

---

○議長【春藤康雄君】　日程第3、報告第2号「松茂町土地開発公社平成27年度事業計画及び予算並びに平成26年度決算に関する書類の提出について」から、日程第7、報告第6号「専決処分の報告について」までの報告5件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　それでは、私の方から提案理由の説明を申し上げます。

報告第2号、松茂町土地開発公社平成27年度事業計画及び予算並びに平成26年度決算に関する書類の提出につきましては、地方自治法第243条の3、第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

平成26年度の松茂町土地開発公社の事業決算でございますが、用地の取得、売却ともございませんでした。土地の管理のみの決算となっております。平成27年度の松茂町土地開発公社の予算といたしましては、用地の取得、売却とも計画はありませんので、管理費のみを計上いたしております。これらの公社の予算及び決算につきましては、4月7日開催の松茂町土地開発公社理事会においてご承認をいただいているところでございます。

次に、報告第3号、平成26年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告をするものでございます。

平成26年度事業のうち事業の執行状況により地方創生先行型事業において1,920万円、地域消費喚起型事業において1,560万円、番号制度対応システム改修事業において2,110万円、都市計画基礎調査分析事業において30万4千円、合併処理浄化槽整備事業において137万4千円、民間建築物耐震化支援事業において813万3千円、消火栓設置事業において122万6千円を平成27年度に繰り越しをして事業を実施するものであります。

次に、報告第4号、平成26年度松茂町水道特別会計予算繰越計算につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告をするものであります。

資本的支出の建設改良費で平成26年度から3,382万円を平成27年度へ繰り越しして事業を実施するものであります。

次に、報告第5号、平成26年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、議会に報告をするものであります。

上水道拡張第1期事業の継続費で平成26年度から2億9,130万4千円を平成27年度へ繰り越しをして事業を実施するものであります。

続きまして、報告第6号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

まず、専決第2号、長原地区下水道工事その8変更請負契約締結につきましては、平成26年6月20日の定例会において契約議決をいただき執行し、平成27年3月25日に竣工をいたしております。

今回の変更の主なものは、下水道事業の施工において、個人宅の公共汚水ますの位置変更に伴い、施工延長並びに家屋調査件数が減少したことに伴う契約金額の減額であります。

次に、専決第3号、工業団地下水道工事その2変更請負契約締結につきましては、平成26年6月20日の定例会において契約議決をいただき執行し、平成27年3月25日に竣工をいたしております。

今回の変更の主なものは、下水道工事の施工において、埋設構造物が障害となり推進延長に変更が生じたことに伴う契約金額の増額であります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長【春藤康雄君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

担当職員の詳細報告、報告第2号、第3号、第4号、第5号、第6号の順番に求めます。  
大迫総務課長。

○総務課長【大迫浩昭君】 それでは、報告第2号と報告第3号のうち総務課所管分につきましてご報告を申し上げます。議案書の1ページをお開きください。

報告第2号、松茂町土地開発公社平成27年度事業計画及び予算並びに平成26年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、松茂町土地開発公社平成27年度事業計画及び予算並びに平成26年度決算に関する書類を別紙のとおり議会に提出するというものでございます。

議案書の2ページをご覧ください。

まず、平成26年度収入支出決算資金運用書でございますが、収入では、前年度からの繰越金が決算額448万4,755円でございます。事業収入及び借入金はありませんでした。事業外収入では、利息収入が決算額1,034円で収入合計は448万5,789円でございます。

次に、支出でございますが、借入金償還金は、事業がないためございませんでした。

事業費では、土地取得費及び土地造成費はございませんでした。

一般管理費で7万8,640円の決算額でございますが、これは、開発公社が所有しております広島字北川向地区の土地管理のための除草剤購入費8,640円と法人町県民税7万円でございます。事業外費用及び予備費の決算額はゼロでございます。翌年度繰越金が決算額440万7,149円となり、支出合計額は448万5,789円でございます。

次に、3ページの貸借対照表でございますが、平成27年3月31日現在の状況をあらわしたものでございます。資産の部では、流動資産といたしまして、現金及び預金が440万7,149円。公有用地が3,693万4,550円であり、資産合計は4,134万1,699円でございます。

次に、負債の部でございますが、松茂町土地取得特別会計からの長期借入金が1,200万円ございます。これは、先ほどの北川向地区用地を購入する際に借り入れたものでございます。

次に、資本の部でございますが、基本財産が300万円で基本金合計は300万円でございます。準備金では、前期繰越準備金が2,641万9,305円、当期利益がマイナスの7万7,606円で準備金合計は2,634万1,699円でございます。したがって、資本合計は2,934万1,699円、負債及び資本合計が4,134万1,699円でございます。

続きまして、損益計算書でございますが、これは、1年間の収支をあらわしております。事業収益及び事業原価はゼロでございます。次に、販売費及び一般管理費でございますが、さきにご説明いたしました土地管理のための除草剤購入費、法人町県民税合わせて7万8,640円でございます。次に、事業外収益は、受取利息の1,034円となっており、当期利益はマイナスの7万7,606円となっております。

次に、4ページをご覧ください。

米田監事及び南東監事からいただきました決算審査意見書であります。

以上が平成26年度決算の状況であります。

続きまして、平成27年度松茂町土地開発公社予算についてご説明いたします。5ページをご覧ください。

第1条の総則以下、公社の予算の概要をお示ししたものでございます。説明の都合上、6ページの平成27年度収入支出予算資金計画書によりご説明をさせていただきます。

まず、収入でございますが、前年度繰越金は440万7千円でございます。事業収入は、土地売却収入及び土地造成収入とも目の設定のみで千円といたしております。次に、借入金につきましても、目の設定のみで千円。事業外収入では、利息収入として千円を見込んでおり、収入合計は441万1千円を見込んでおります。

続きまして、支出でございますが、借入金償還金は目の設定のみで千円といたしております。次に、事業費でございますが、土地取得費及び土地造成費は、ともに目の設定のみで千円。一般管理費で公有用地の管理費及び法人町県民税などで50万円を計上いたしております。事業外費用では、支払利息で目の設定のみの千円といたしております。予備費に50万円、繰越金として340万7千円を計上いたしまして、支出合計も収入合計と同額の441万1千円といたしております。

以上、報告第2号、松茂町土地開発公社平成27年度事業計画及び予算並びに平成26年度決算に関する書類の提出についての報告とさせていただきます。

続きまして、報告第3号のうち、総務課で所管をいたします2件に加え、国の平成26年度補正予算において新たに創設されました「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用して実施いたします「地方創生先行型事業」3件と「地域消費喚起型事業」1件につきまして、交付金担当課でございます総務課におきましてご報告をさせていただきます。

議案書の7ページをご覧ください。

報告第3号、平成26年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について、別紙のとおり報告するというものでございます。

議案書の8ページをご覧ください。

平成26年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。なお、関連いたします事項別明細書につきましては、歳入を10ページ、歳出を11、12ページにお示ししてございますので、あわせてご参照ください。

8ページ上段の款5、総務費、項1、総務管理費、地方創生先行型事業におきましては、1,330万円を平成27年度に繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、国庫支出金1,100万円、一般財源230万円でございます。この事業は、冒頭に申し上げました、国の交付金を活用して実施する新規事業でございます。この交付決定が平成27年3月であったため、予算を平成27年度に繰り越したものでございます。

事業内容といたしましては、松茂町の将来人口等について分析・推計し、これをあらわします総合戦略計画の策定や、災害時の子ども用の備蓄物資を購入するものでございます。

次の行をご覧ください。

同じく款5、総務費、項1、総務管理費の番号制度対応システム改修事業におきまして2,110万円を平成27年度に繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、全額一般財源でございます。この事業は、平成28年1月にスタートするマイナンバー制度に対応するため既存システムの改修を行うものでございますが、システム改修に必要な国からの仕様提示が遅れているため、当該予算を平成27年度に繰り越したものでございます。

次の行をご覧ください。

款15、衛生費、項1、保健衛生費、地方創生先行型事業におきまして90万円を平成27年度に繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、国庫支出金70万円、一般財源20万円でございます。この事業も、国の交付決定が平成27年3月であったため、予算を平成27年度に繰り越したもので、事業内容といたしましては、特定不妊治療を受ける方に対して助成を行うものでございます。

次の行をご覧ください。

款20、農林水産業費、項1、農業費、地方創生先行型事業におきまして500万円を平成27年度に繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、国庫支出金430万円、一般財源70万円でございます。この事業も、国の交付決定が平成27年3月であったため、予算を平成27年度に繰り越したもので、事業内容は、農業の新たな特産品開発を行うものでございます。

次の行をご覧ください。

款25、商工費、項1、商工費、地域消費喚起型事業におきまして1,560万円を平成27年度に繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、国庫支出金1,200万円、一般財源360万円でございます。この事業も、国の交付決定が平成27年3月であったため、予算を平成27年度に繰り越したもので、事業内容は、本年4月に徳島県下で発行されました、阿波とくしま商品券の負担金や、8月に発行予定の松茂地域通貨YOKUKの負担金でございます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

款35、消防費、項1、消防費、消火栓設置事業におきまして122万6千円を平成27年度に繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、全額一般財源でございます。この事業は、県道空港線の西延伸事業にあわせて、歩道部分に設置する予定でありました消火栓3基につきまして、設置予定箇所の工事施工が遅れたことに伴いまして平成27年度に繰り越しをいたしましたものでございます。

以上、総務課が所管いたします繰越明許費の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 井上建設課長。

○建設課長【井上雅史君】 引き続きまして、私から報告第3号のうち建設課で所管いたします2件の繰越明許費繰越計算書についてご報告させていただきます。引き続き、議案書の8ページをご覧ください。

款 30、土木費、項 15、都市計画費、都市計画基礎調査分析事業におきまして 30 万 4 千円を平成 27 年度に繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、全額一般財源でございます。この事業は、おおむね 5 年ごとに実施する都市計画に関する基礎的な数値の現況と将来の見通しについて、必要な調査を県に委託をいたしております。県において、調査に必要なデータの作成に不測の日数を要することとなったため繰り越したものでございます。なお、業務の完了は本年 7 月末を予定いたしております。

続きまして、下段の項 20、住宅費、民間建築物耐震化支援事業におきまして 813 万 3 千円を平成 27 年度に繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、国県支出金 552 万 3 千円及び一般財源 261 万円でございます。この事業は、建築物の耐震改修の促進に関する法律により、要緊急安全確認大規模建築物として指定された民間建築物に対して耐震診断に要する費用を補助するというものでございます。松茂町内には 1 社が対象となり、耐震診断の実施に着手をいたしました。診断に予想以上の期間を要することが判明し繰り越したものでございます。診断の結果は、平成 27 年 12 月末までに公表することとなっております。なお、10 ページに歳入予算、12 ページに歳出予算の事項別明細を記載いたしておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上で、建設課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長【春藤康雄君】 石森下水道課長。

○下水道課長【石森典彦君】 それでは、報告第 3 号のうち、下水道課所管事業の繰越明許費につきましてご説明を申し上げます。引き続き、議案書の 8 ページになります。上から 7 段目をご覧ください。

款 30、土木費、項 15、都市計画費、合併処理浄化槽整備事業におきまして 137 万 4 千円を平成 27 年度に繰り越しをいたしました。繰り越しいたしました財源の内訳は、平成 26 年度に既に国から交付されております既収入特定財源 45 万 8 千円、及び一般財源 91 万 6 千円でございます。この事業につきましては、循環型社会形成推進交付金が充当されておりますが、26 年度交付分に当たる事業費 989 万 7 千円のうち、事業実績 852 万 3 千円を上回った事業費 137 万 4 千円につきまして未契約繰り越しをいたしましたものでございます。なお、事項別明細の歳入につきましては議案書の 10 ページに、歳出につきましては議案書の 12 ページに記載いたしておりますので、ご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 小坂水道課長。

○水道課長【小坂宜弘君】 それでは、私からは、報告第4号と報告第5号の2件、あわせて報告させていただきます。議案書の13ページをお願いいたします。

報告第4号、平成26年度松茂町水道特別会計予算繰越計算についてでございます。地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成26年度松茂町水道特別会計予算繰越計算について、別紙のとおり報告するというものでございます。

次のページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。これは、地方公営企業法第26条第1項により許されております建設改良費の繰り越しでございます。第1款、資本的支出、第1項、建設改良費、事業名は、空港線西延伸に伴う配水管布設工事でございます。予算計上額4,752万円から支払義務発生額1,370万円を差し引いた3,382万円が翌年度へ繰り越しをするものでございます。繰り越しの財源の内訳は、企業債が4,270万円、他会計負担金が122万6千円で、過充当となります1,010万6千円は損益勘定留保資金で調整しております。

本工事は、県道徳島空港線西延伸の中喜来地区新設道路の歩道部分に75mmから150mmの配水管を布設するものですが、県道本体工事におきまして、歩道の一部が年度内に完成に至らず工期が翌年度にわたるため、予算の繰り越しを行うものでございます。なお、現在、本工事は完了しており、竣工検査を残すのみとなっております。

以上が報告第4号でございます。

続いて、報告第5号でございます。議案書の16ページをお願いいたします。

報告第5号、平成26年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成26年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算について、別紙のとおり報告するというものでございます。

次のページをお願いいたします。

継続費の繰越計算書でございます。第1款、資本的支出、第1項、建設改良費、事業名は上水道拡張事業第1期でございます。これは、浄水場更新事業で平成25年から27年度の3カ年の継続費をお願いしております。継続費の総額は3億9,643万3千円、平成26年度の継続費予算現額の合計は、前年度からの繰り越しを含め2億9,130万4千円でございます。平成26年度中の支払義務発生額はございませんでしたので、そのまま2億9,130万4千円を翌年度へ繰り越しをするものでございます。

繰り越しに係る財源につきましては、国庫補助金が1億6,865万4千円、企業債

が7,390万円、損益勘定留保資金が4,875万円でございます。本工事は、現在、支持杭の埋設、及び排水・排泥地の躯体並びに沈殿池下部建屋の建築工事は全て完了しており、ろ過器の基礎工事を残すのみとなっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長【春藤康雄君】 石森下水道課長。

○下水道課長【石森典彦君】 それでは、報告第6号につきましてご説明申し上げます。議案書の20ページをお開き願います。

報告第6号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するというものであります。

次の21ページをお願いいたします。

専決第2号、長原地区下水道工事その8変更請負契約締結について。長原地区下水道工事その8変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、長原地区下水道工事その8。契約の金額、変更前8,110万8千円。変更後7,962万5,160円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町豊岡字芦田鶴113番地6、大東興業株式会社、代表取締役、松浦恵というものでございます。

この工事につきましては、平成26年6月の本議会におきまして契約議決をいただき執行いたしました。

工事の内容といたしましては、長原南端の地域に開削工法により直径100mmから200mmの下水道管1,271mを築造布設し、平成27年3月25日に竣工いたしております。

変更の主な内容といたしましては、個人宅の公共汚水ますの設置箇所の変更に伴い、施工延長約65m、並びに家屋事前調査件数が1軒減になったことによるものとなっております。

続きまして、議案書の22ページをお願いいたします。

専決第3号、工業団地下水道工事その2変更請負契約締結について。工業団地下水道工事その2変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、工業団地下水道工事その2。契約の金額、変更前1億1,858万4千円。

変更後1億1,920万3,920円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町長原136番地、兼子建設株式会社、代表取締役、兼子信之というものでございます。

この工事につきましても、平成26年6月の本議会におきまして契約議決をいただき執行いたしました。工事の内容といたしましては、工業団地のサンスター工場前に推進工法により直径200mmから250mmの下水道管533mを築造布設し、平成27年3月25日に竣工いたしております。

変更の主な内容といたしましては、試掘時に埋設構造物が障害となりましたことにより、推進の法線を動かしたことにより推進延長がふえたことによるものとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【春藤康雄君】　これで報告第2号から第6号までの報告を終わります。

---

○議長【春藤康雄君】　続きまして、日程第8、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第12、議案第42号「平成27年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」までの承認1件と議案4件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　続きまして、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

まず、専決第4号、松茂町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い、松茂町税条例の関係する条項を改正するものであります。改正の主な内容は、個人町民税の給付金控除額に係る申告の特例や、軽自動車税の税率の特例を規定するものであります。

次に、専決第5号、松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、保険事業の規定について所要の改正を行うものでございます。

次に、専決第6号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、中間所得層の被保険者の負担に配慮するため国民健康保険税の課税限度

額を引き上げる見直しと、低所得者の軽減措置対象を拡大するため軽減判定所得を引き上げる見直し、及び、地方税法の改正に伴い、附則について所要の改正を行うものでございます。

次に、専決第7号、子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年3月31日の官報、特別号外第11号で子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、専決第8号、平成26年度松茂町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億431万円を追加し、補正後の予算の総額を56億8,404万3千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、町税4,720万円、地方消費税交付金1,658万1千円、地方交付税4,471万2千円、国庫支出金2,174万9千円などを増額補正し、株式等譲渡所得割交付金2,847万2千円などを減額補正したものであります。

歳出につきましては、平成26年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正するとともに、歳入増額分と歳出不用額分を合わせて財政調整基金に2億円、生活環境整備基金に3,744万円を積み立てるものでございます。

次に、専決第9号、平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,733万5千円を減額し、補正後の予算の総額を5億2,332万7千円とするものであります。

歳出につきましては、平成26年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正し、歳入におきまして、一般会計繰入金263万5千円、公共下水道事業債1,470万円を減額補正したものであります。

次に、専決第10号、平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第4号）につきましては、確定により、資本的収入の既定の総額から1,258万7千円を減額し、補正後の総額を3億6,035万2千円とし、資本的支出も同じく、既定の総額から1千万円を減額し、補正後の総額を4億8,460万9千円とするものであります。

続きまして、議案第39号、徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更につきましては、平成27年3月31日に徳島県市町村総合事務組合を組織する板野郡西部学校給食組合が解散したため、徳島県市町村総合事務組合同規約の一部改訂規約を定めることにつき、地方自治法第290条の規

定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号、平成27年度松茂町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ368万1千円を追加し、補正後の予算の総額を61億5,568万1千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、農業費補助金286万円などを増額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、経営体育成支援事業補助金286万円などを増額補正するものであります。

次に、議案第41号、平成27年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ20万円を追加し、補正後の予算の総額を10億3,065万4千円とするものであります。

歳出につきましては、介護保険制度の改正に伴い、システム改修委託料20万円を増額補正し、歳入におきましても、一般会計繰越金を同額増額補正するものであります。

次に、議案第42号、平成27年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、上水道拡張第2期事業の継続費の総額、及び平成28年度の年割額を3,215万3千円を増額補正するものであります。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、ご審議の上、可決決定を賜りますよう、お願いをいたしまして終わらせていただきます。

○議長【春藤康雄君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております承認1件と議案4件につきましては、6月12日再開予定の本会議において総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

---

○議長【春藤康雄君】 続きまして、日程第13、発議第7号「議員派遣の件」を議題といたします。

この発議は、去る6月3日の議会運営委員会において議会運営委員会の発議として提出することに決定をいただき、このように提出いただいております。議員の派遣につきましては、会議規則第122条の規定により議会の議決を求めるもので、平成27年6月から平成28年5月までの議員の派遣を議員派遣一覧表のとおり行い、緊急を要する場合にお

いて、議長に委任するものです。

お諮りをいたします。

藤枝議会運営委員長ほか5名から提出されました議員派遣の件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、発議第7号「議員派遣の件」は、可決をされました。

---

○議長【春藤康雄君】 以上で、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

お諮りをいたします。

明日6月9日から6月11日の3日間は、議案調査のため休会したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、明日6月9日から6月11日の3日間は、休会と決定しました。

次回は、6月12日、午前10時から再開をいたします。

本日は、これで散会をいたします。どうもありがとうございました。

午前10時49分散会